

○松阪市公共工事前金払取扱要綱

令和2年3月31日告示第130号

改正

令和5年9月29日告示第388—3号

令和7年2月21日告示

松阪市公共工事前金払取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松阪市会計規則（平成17年松阪市規則第62号。以下「規則」という。）第63条第3号に規定する公共工事前金払の取扱いについて規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、契約金額300万円以上の土木建築に関する工事又は土木建築工事に関する測量、設計及び調査等の委託並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造（以下、「工事等」という。）とする。

2 前項に定める前金払の対象となる工事等であっても、市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前金払の対象となる経費)

第3条 前金払の対象となる経費は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕料、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費とする。この場合において、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の上限は、前払金総額の100分の25とする。

(前払金の額)

第4条 前払金の額は、規則第64条に定める限度額の範囲内とする。この場合において、同条第2項に規定する当初の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）をする場合は、中間前金払をした後の前金払の合計額が契約金額の10分の6を越えてはならない。

2 前項の規定により算出された前払金の額に10,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(前金払の請求)

第5条 受注者が前金払を請求しようとする場合は、公共工事前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証書と前払金支払請求書（松阪市建設工事執行規程（平成17年松阪市告示第6号）様式第62号又は様式第62号の2）を市長（工事担当課）に提

出しなければならない。

- 2 前項の規定による保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

（中間前金払の対象）

第6条 中間前金払の対象は、契約金額300万円以上の土木建築に関する工事とする。

- 2 前項に規定する中間前金払の対象工事であっても、当初の前金払を受けていない場合は、中間前金払は行わない。
- 3 中間前金払及び部分払の対象工事であって、松阪市契約規則（平成17年松阪市規則第64号）第45条の規定により部分払を行うものについては、中間前金払を行わないものとする。この場合において、受注者は契約締結時に中間前金払を請求する又は請求しないを選択するものとする。

（中間前金払の要件）

第7条 中間前金払の対象となる工事の受注者は、当該工事について、規則第64条第2項に掲げる次の要件をすべて満たしていることについて、あらかじめ市長の認定を受けなければ中間前金払を請求することができない。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。なお、工事現場等に搬入された検査済の材料等がある時は、その額を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

（中間前金払に係る認定請求及び中間前払金支払請求手続き）

第8条 中間前金払を請求しようとする受注者は、中間前金払認定請求書（松阪市建設工事執行規程 様式第64号）に工事履行状況報告書（松阪市建設工事執行規程 様式第65号）を添えて市長（工事担当課）へ提出しなければならない。

- 2 市長は受注者から前項の請求があったときは、速やかに提出書類に基づき、当該工事が中間前金払の要件を満たしているかを調査（以下「認定調査」という。）しなければならない。なお、中間前金払に係る認定調査については、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 中間前金払認定請求書の提出があった時点において、変更契約が締結されている場合にあっては、契約変更後の工期及び契約金額等を基に確認を行うものとする。
 - (2) 工事の出来高等、中間前金払に係る認定調査にあたり疑義があるときは、受注者に対して根拠となる資料の提出等を求めることができる。
- 3 市長は前項の調査の結果、中間前金払の要件を満たしていると認めるときは、中

間前金払認定調書（松阪市建設工事執行規程 様式第66号）を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を次項により受注者が提出する中間前払金支払請求書に添えて保管するものとする。

- 4 前項の認定を受けた受注者が中間前金払を請求しようとする場合は、保証事業会社と中間前金払に関する保証契約を締結し、その保証書と中間前払金支払請求書（松阪市建設工事執行規程 様式第67号又は様式第67号の2）を市長（工事担当課）に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による保証を証する書面の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。（債務負担行為に係る契約の特例）

第9条 契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、債務負担に係る工事にあつては各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払いをすることができる。

- 2 債務負担行為に係る契約においては、規則及び本要領の中間前金払に関する規定中「工期」を「当該会計年度の工事実施期間」と、「契約金額」を「当該会計年度の出来高予定額」と、「すでに行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と読み替えて適用するものとする。
- 3 第1項の規定によらず、設計図書等において前金払及び中間前金払についてその他の条件を定めることができるものとする。

（繰越明許費に係る前金払及び中間前金払）

第10条 繰越明許により翌年度にわたる契約における前金払及び中間前金払は、契約金額の総額に対して行うことができる。ただし、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるときは、請求時期を翌年度とするなどの制限を行う場合がある。

（その他）

第11条 本要綱の規定によらず、前金払及び中間前金払について設計図書等においてその他の条件を定めることができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この告示は、施行の日以降に締結する工事等の契約について適用し、同日以前に締結した工事等の契約については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和5年9月29日告示第388—3号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年2月21日告示第23号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。